

令和4年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

令和4年3月24日提出

かすみがうら市

## 目 次

1.	議案第 23 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例 の制定について	……………	1
2.	議案第 24 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	……………	2～3
3.	議案第 25 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	4～5
4.	議案第 26 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅 費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	6～7
5.	議案第 27 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	……………	8～9
6.	議案第 28 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	10
7.	議案第 29 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 2 号）	……………	11～19

### （参考資料）

○	付議事件（条例）条文新旧対照表	……………	20～27
・	かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表	……………	（20）
・	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	……………	（20～22）

- ・ かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
新旧対照表 ..... (22～23)
- ・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例  
新旧対照表 ..... (23～24)
- ・ かすみがうら市職員ゝ給与に関する条例 新旧対照表  
..... (25～26)
- ・ かすみがうら市会計年度任用職員ゝ給与及び費用弁償に関する条例  
新旧対照表 ..... (26～27)

議案第 23 号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 14 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和 4 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条  
例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア (ア) を削り、同号ア (イ) 中「特定職に引き続き」を「引き  
続いて任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。) に」に改め、同号ア  
中 (イ) を (ア) とし、(ウ) を (イ) とする。

第 17 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ご  
との勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 21 条を第 23 条とし、第 20 条の次に次の 2 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 21 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が  
妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職

員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この

項において「基準額」という。) から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 $167.5\%$ を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第26号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の市長等（かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条に規定する市長等をいう。）の期末手当の支給についてのこの条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のも

のの給与及び旅費に関する条例第4条の規定の適用については、同条後段中「同条第5項」とあるのは「かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年かすみがうら市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは、「167.5分の10」とし、給与条例第20条第5項」とする。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 27 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和 4 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第  
46 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、  
同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100  
分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のかすみ  
がうら市職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項（同条第 3 項の規定により  
読み替えて適用する場合を含む。）及びかすみがうら市職員の給与に関する

条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで又は第23条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 28 号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項及び第 23 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第29号

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,239,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 地 方 消 費 税 交 付 金		875,945	5,082	881,027
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	5,082	881,027
歳 入	合 計	21,234,715	5,082	21,239,797

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,292,152	4,092	2,296,244
	1 総務管理費	1,907,754	4,092	1,911,846
4 衛生費		1,805,469	990	1,806,459
	1 保健衛生費	1,805,469	990	1,806,459
歳 出 合 計		21,234,715	5,082	21,239,797

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	企画調整事業（政策）	4,092
3 民生費	2 児童福祉費	児童手当支給事業	13,030
4 衛生費	1 保健衛生費	ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）	2,783
9 消防費	1 消防費	常備消防事業	2,145
合 計			22,050

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	57,411	0	57,411
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	5,082	881,027
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	35,133	0	35,133
11 地 方 交 付 税	4,221,187	0	4,221,187
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	4,296,746	0	4,296,746
16 県 支 出 金	1,482,260	0	1,482,260
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	38,858	0	38,858
19 繰 入 金	429,459	0	429,459
20 繰 越 金	534,675	0	534,675
21 諸 収 入	565,647	0	565,647

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,841,004	0	2,841,004
歳 入 合 計	21,234,715	5,082	21,239,797

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	140,675	0	140,675				
2 総 務 費	2,292,152	4,092	2,296,244				4,092
3 民 生 費	7,699,515	0	7,699,515				
4 衛 生 費	1,805,469	990	1,806,459				990
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	795,598	0	795,598				
7 商 工 費	832,467	0	832,467				
8 土 木 費	1,471,705	0	1,471,705				
9 消 防 費	842,205	0	842,205				
10 教 育 費	3,232,024	0	3,232,024				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,018,731	0	2,018,731				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	21,234,715	5,082	21,239,797				5,082

2 歳 入

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1地方消費税交付金	875,945	5,082	881,027	1 地方消費税交付金	5,082	地方消費税交付金
計	875,945	5,082	881,027			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
7企画費	144,806	4,092	148,898				4,092	12委託料	4,092	<b>03 企画調整事業(政策)</b> 12 スマート I C 交通量推計修正業務委託	<b>4,092</b> 4,092
計	1,907,754	4,092	1,911,846				4,092				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

5保健センター費	103,162	990	104,152				990	12委託料	990	<b>03 ウェルネスプラザ管理運営事業(政策)</b> 12 ウェルネスプラザ駐車場整備設計委託	<b>990</b> 990
計	1,805,469	990	1,806,459				990				

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

### かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個人識別符号 <b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</b>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<b>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</b>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個人識別符号 <b>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</b>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<b>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</b>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</b></p>

### かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><b><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>(イ)</u></b> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<b><u>特定職に引き続き</u></b>採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><b><u>(ウ)</u></b> (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>	<p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><b><u>(ア)</u></b> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<b><u>引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u></b>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><b><u>(イ)</u></b> (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b><u>次のいずれにも該当する</u></b>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p><b><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></b></p> <p><b><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務</u></b></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b><u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める</u></b>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p>

<p><u>時間を考慮して市規則で定める非常勤職員</u></p>	<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u>  <b>第 21 条</b> 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。  <b>2</b> 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p>
	<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u>  <b>第 22 条</b> 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。  <b>(1)</b> 職員に対する育児休業に係る研修の実施  <b>(2)</b> 育児休業に関する相談体制の整備  <b>(3)</b> その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>
<p>(委任)  <b>第 21 条</b> (略)</p>	<p>(委任)  <b>第 23 条</b> (略)</p>
	<p><u>附 則</u>  この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外)  第8条 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外)  第8条 (略)</p>

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(施行期日)</b></p> <p><b>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</b> <b>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</b></p> <p><b>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</b> <b>(規則への委任)</b></p> <p><b>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</b></p>

**かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、</p>

<p>同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(施行期日)</b></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和4年6月の市長等(かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第1条に規定する市長等をいう。)の期末手当の支給についてのこの条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第4条の規定の適用については、同条後段中「同条第5項」とあるのは「かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年かすみがうら市条例第 号)附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは、「167.5分の10」とし、給与条例第20条第5項」とする。</u> <b>(規則への委任)</b></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(施行期日)</b></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びかすみがうら市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで又は第23条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それ</u></p>

	<p><u>それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(1) 再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15</u></p> <p><u>(2) 再任用職員 72.5分の10</u> <u>（規則への委任）</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	--

**かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3及び4（略）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3及び4（略）</p>
<p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、</p>

<p>期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>100分の127.5</u></b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>100分の120</u></b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><b><u>附 則</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></b></p>